

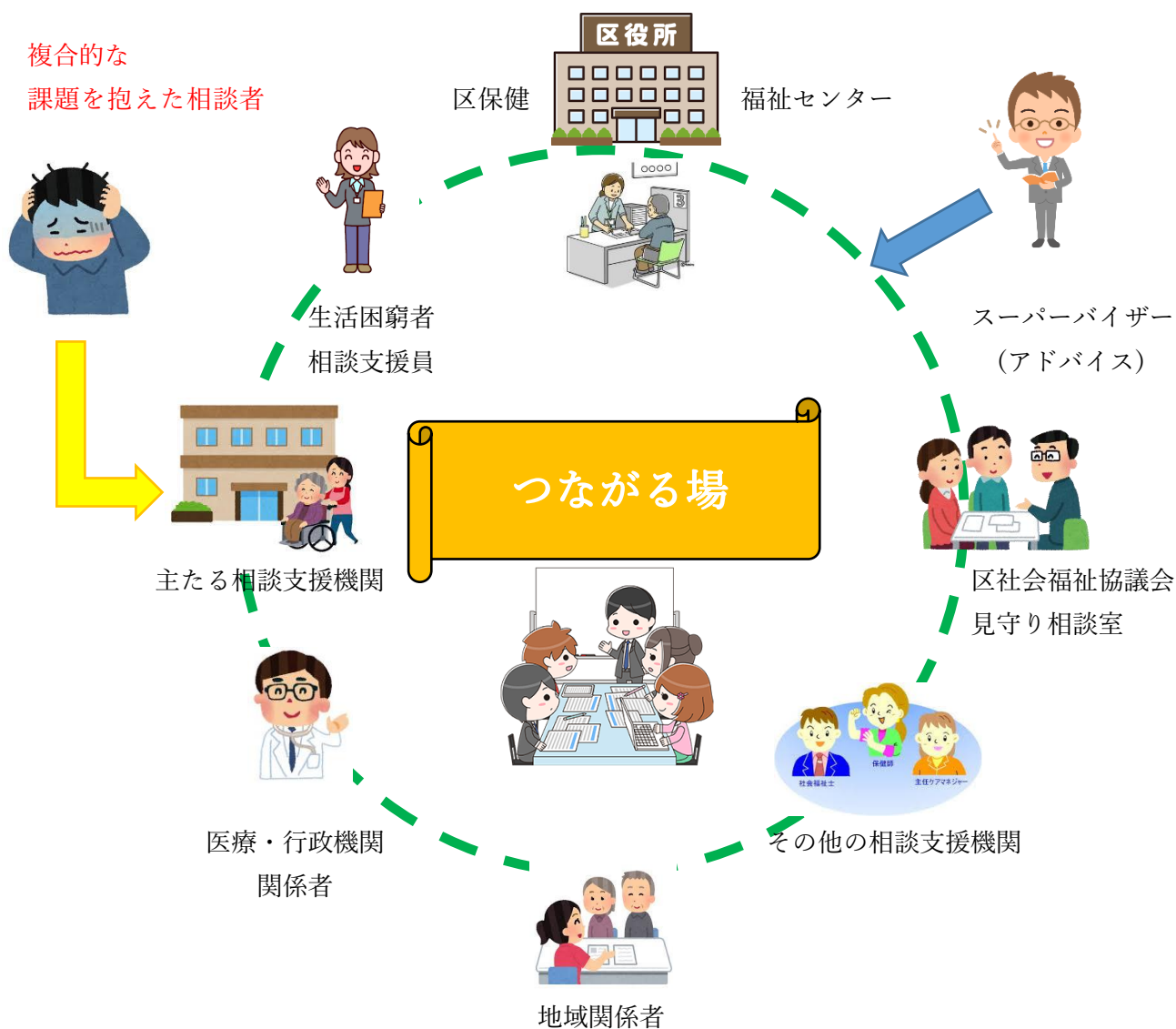
(つながる場)

【総合的な相談支援体制の充実事業】

相談者が複合的課題を抱えており、相談支援機関単独では対応困難であるとき他機関等との連携による包括的・総合的な相談支援体制を調整する場

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制のイメージ

《役割分担を明確にするための場》



複合的な課題を抱えた方の支援方針等でお悩みの場合には、お気軽にお問い合わせください。

阿倍野区役所保健福祉課(福祉) ☎06-6622-9857

【総合的な相談支援体制の充実事業(つながる場)】とは



- ・いろいろな家族の問題を抱え自分だけではどうしようもない。
- ・相談しているが、なかなか良い解決方法がない。

困っているひとが適切な支援に「つながる」ための場
⇒事例への対応を通じ、相談支援機関等が分野横断的に「つながる」
地域住民等が「つながる」

例えば

「80・50問題」のケース

- ・認知症の母(80代)と精神障害の息子(50代)の世帯
- ・世帯の収入は母の年金のみであるが、年金額が少なく経済的に困窮
- ・息子は自分と母の支援を拒否
- ・息子への就労支援が必要

⇒障がい・高齢分野の相談支援機関が連携し、支援を行う必要がある。



「ごみ屋敷」のケース

- ・70代男性の単身世帯
- ・年金で生活しているが、年金額が少なく経済的に困窮
- ・認知症の進行に伴い、自宅が「ごみ屋敷」状態になった
- ・判断能力が低下しており、成年後見人の利用が必要

⇒近隣住民の理解を得るとともに、福祉サービスにつなげる必要がある



「多問題世帯」のケース

- ・精神障がいの母と3人(就学児)の4人世帯
- ・母の給料で生活しているが、浪費癖があり経済的に困難
- ・子に対するネグレクトの疑いあり

⇒障がい・児童・権利擁護分野の相談支援機関が連携する必要がある



「ひきこもり」のケース

- ・母(50代)とひきこもり状態の息子(30代)の2人世帯
- ・母の給料で生活しており、経済的には安定している
- ・息子から母へ暴言・暴力がある(息子は発達障害の疑いあり)
- ・近隣住民との関係性は希薄化している

⇒世帯との関係づくりや地域の見守り体制を構築する必要がある



一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者に対し、区保健福祉センターが「調整役」となり、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し積極的に支援できる体制を構築する。